

令和7年度永原学園私費留学生各種奨学金募集要項

1. 奨学金の種類

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費

①支給額 年間 57 万 6 千円 ②支給枠 短大生若干名

※大学生は対象外

(2) 永原学園佐賀県外国人留学生奨学金給付事業費補助金

①支給額 ②支給枠

大学と短大共に、当該年度の佐賀県側からの予算に応じて調整する

<2024 年度参考>

大学・・・年間 12 万円 合計2名

短大・・・年間 28 万円～年間 36 万円 合計7名

(3) 佐賀市留学生奨学金

①支給額 年間24 万円 ②支給枠 短大生5名

※大学生は対象外

(4) 佐賀県私費留学生支援事業支援金

①支給額 年間20万円 ②支給枠 大学2名

※短大生は対象外

(注)各主催団体の予算の都合上、支給内容が変更になる可能性があります。

2. 応募資格

(1) 大学または短期大学部の正規留学生であること。

(2) 前年度の成績が GPA2.70以上であること(GPA は JASSO 方式で換算します)。

(3) 国内外の他の機関等から奨学金の支給を受けている者、又は支給を受けようとする者は学園の奨学金を受給することはできない。

(4) 上記(2)の奨学金を希望する者は、原則、卒業後に佐賀県内の企業への就職や起業の意思を強くもっていること。

(5) 入管法と本学のルールを遵守したアルバイト活動をしていること。

※オーバーワークをしたことがある学生は選考時の点数から減点します。

(6) N2 程度の日本語能力を有すること

3. 奨学金の打ち切り及び返納

本学は、奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合には、奨学金の給付を打ち切り、既に給付した奨学金の全額を返納させることができる。

- (1) 申込書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学(大学院含む)または短期大学部において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがない(休学・留年を含む)と判断されるとき。
- (3) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。またその他財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。
- (4) 奨学生が除籍、退学又は他大学等に転学した場合
- (5) その他、本学で奨学金を打ち切ると判断したとき。

4. 応募方法

下記書類を佐賀キャンパスはダイバーシティセンターに、神埼キャンパスは学生支援課に提出して下さい。

- (1) 申請書(オンライン申請)

※URL は国際交流センターHP 参照

- (2) 同一生計家族の全ての所得者の所得が証明できる書類(写しも可、但し鮮明なものに限る)

※前年度分

※原則、英語版か日本語版のみであるが、それ以外の言語でしか発行できない場合は英語か日本語に翻訳したものを別途添付すること。

※成人した同一生計家族の中で、お仕事がない人については、可能な限り所得がないことを証明できる書類も提出すること

※前年度分が無い場合、直近で利用可能な書類を提出すること。

- (3) 成績証明書(写しも可、但し鮮明なものに限る)

※前年度分

※原則、英語版か日本語版のみであるが、それ以外の言語でしか発行できない場合は英語か日本語に翻訳したものを別途添付すること。

※前年度分が無い場合、直近で利用可能な書類を提出すること。

- (4) 日本語能力証明書(JLPT や NAT 日本語能力試験等)

※別途、面接により語学力の確認も行う場合もあります。

5. 選考方法

提出された書類をもとに総合的に点数をつけ、順位が高い方から、金額の高い奨学金を割り当てます。但し、順位が同じ候補者がいた場合は、経済的理由により修学困難な学生を救済する観点から、所得が低い方を優先します。

6. 応募締切

2025年4月23日(水)正午